○大阪市区役所附設会館条例施行規則

昭和40年４月20日

規則第54号

改正　昭和40年６月16日規則第69号

昭和44年６月１日規則第47号

昭和47年２月17日規則第５号

昭和48年４月28日規則第69号

昭和48年５月29日規則第74号

昭和48年11月29日規則第114号

昭和50年４月１日規則第48号

昭和50年７月17日規則第81号

昭和51年４月１日規則第31号

昭和52年４月１日規則第42号

昭和56年４月１日規則第43号

昭和57年４月１日規則第30号

昭和61年４月１日規則第50号

昭和63年４月１日規則第79号

平成４年４月１日規則第47号

平成５年５月27日規則第77号

平成６年６月23日規則第96号

平成９年４月１日規則第38号

平成12年１月14日規則第２号

平成13年12月21日規則第148号

平成14年７月26日規則第117号

平成17年３月28日規則第16号

平成17年10月19日規則第165号

平成17年12月16日規則第201号

平成18年３月31日規則第40号

平成19年５月30日規則第142号

平成19年12月28日規則第213号

平成21年５月29日規則第107号

平成22年４月９日規則第82号

平成28年３月25日規則第16号

平成29年２月24日規則第９号

平成31年３月29日規則第64号

令和２年６月12日規則第96号

令和３年３月31日規則第49号

令和４年３月23日規則第14号

大阪市区役所附設会館規則を公布する。

大阪市区役所附設会館条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請等）

第２条　条例第６条第１項の規定により条例別表第２に掲げる区役所附設会館（以下「代行会館」という。）の施設の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第４条第２項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2)　使用の日時

(3)　使用の目的

(4)　使用しようとする代行会館の施設及び附属設備

(5)　使用予定人数

(6)　入場料その他これに類する料金の徴収の有無

(7)　ホール（移動式観覧席又は床昇降装置があるものに限る。）を使用しようとする場合にあっては、条例別表第３備考第２項各号に掲げる区分

(8)　その他指定管理者が必要と認める事項

２　前項の規定による申請は、次の各号に掲げる代行会館の施設の区分に応じ当該各号に定める日から当該施設を使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1)　控室以外の代行会館の施設　当該施設を使用しようとする日の６月前の日

(2)　控室　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア　ホールの使用に係る申請と同時にホールと一体的に使用するために控室の使用に係る申請を行う場合　控室を使用しようとする日の６月前の日

イ　アの規定による申請を行った者が、当該申請に関係するホール及び控室と一体的に使用するためにさらに他の控室の使用に係る申請を行う場合　控室を使用しようとする日の６月前の日

ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　控室を使用しようとする日の６月前の日から控室を使用しようとする日までの間において指定管理者が定める日

３　条例第６条第２項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。

(1)　代行会館の施設を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること

(2)　前号に定めるもののほか、代行会館の施設を使用しようとする者が当該施設の使用の許可を受ける前に利用料金を支払うことが困難であるものとして市長が定める事由

４　前３項の規定は、代行会館以外の区役所附設会館（以下「代行会館以外の会館」という。）の施設について準用する。この場合において、第１項中「条例第６条第１項」とあるのは「条例第10条第１項において準用する条例第６条第１項」と、同項中「条例第４条第２項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあり、並びに同項第８号及び第２項第２号ウ中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項中「前項」とあるのは「第４項において読み替えて準用する前項」と、同項第２号イ中「ア」とあるのは「第４項において準用するア」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「第４項において準用するア及びイ」と、前項中「条例第６条第２項ただし書」とあるのは「条例第10条第１項において準用する条例第６条第２項ただし書」と、同項第２号中「前号」とあるのは「次項において準用する前号」と、「利用料金を支払う」とあるのは「使用料を納付する」と読み替えるものとする。

（代行施設の利用料金の支払の時期等）

第３条　条例第10条の３第２項の市規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　前条第１項の規定による申請を行った日（以下この項において「申請日」という。）から起算して条例第10条の３第１項に規定する代行施設（以下「代行施設」という。）を使用しようとする日（以下この項及び次項、第５条並びに第６条第２項において「使用日」という。）の前日までの期間が１月以上である場合　申請日の13日後の日（その日が条例第４条の規定による休館日（以下この項において「休館日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休館日以外の日）

(2)　申請日から起算して使用日の前日までの期間が７日以上１月未満である場合

申請日の６日後の日（その日が休館日に当たるときは、その日後最初に到来する休館日以外の日）

(3)　申請日から起算して使用日までの期間が７日以下である場合　使用日

２　前項の規定にかかわらず、条例第６条第２項ただし書に規定する場合における条例第10条の３第２項の市規則で定める日は、使用日の２月後の日とする。

３　条例第10条の３第６項の施設の種別の適用区分は、別表第１のとおりとする。

（代行施設の附属設備の利用料金の支払の時期等）

第４条　条例第10条の３第３項の市規則で定める日は、代行施設の附属設備を使用する日とする。

２　前項の規定にかかわらず、条例第６条第２項ただし書に規定する場合における条例第10条の３第３項の市規則で定める日は、代行施設の附属設備を使用する日の２月後の日とする。

３　条例第10条の３第４項の市規則で定める金額は、別表第２のとおりとする。

（利用料金の還付）

第５条　条例第10条の３第８項第２号及び第３号の市規則で定める日は、次の各号に掲げる代行施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　ホール　使用日の２月前の日

(2)　ホール以外の代行施設（以下「諸室等」という。）　使用日の１月前の日

２　条例第10条の３第８項第５号の市規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　入場料その他これに類する料金の徴収の有無を変更しようとする場合　使用日（使用開始の時までに限る。）

(2)　条例別表第３備考第２項各号に掲げる区分を変更しようとする場合　使用日の前日

３　指定管理者は、条例第10条の３第８項の規定により、利用料金について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

(1)　条例第10条の３第８項第１号に該当する場合　利用料金の全額（同条第２項に規定する使用者（以下この項において「使用者」という。）が代行施設又はその附属設備を使用している際に災害その他特別の事由が発生したことにより当該代行施設又はその附属設備を使用することができなくなった場合にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該代行施設又はその附属設備を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額）

(2)　条例第10条の３第８項第２号に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　使用者がホールに係る条例第10条の３第２項に規定する使用許可（以下この号及び次条において「使用許可」という。）の取消しを申し出た場合　次に掲げる使用者が当該使用許可の取消しを申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)　使用日の３月前の日以前の日　利用料金の全額

(イ)　使用日の３月前の日の翌日から２月前の日までの間の日　利用料金の半額

イ　使用者が使用日の１月前の日までに諸室等に係る使用許可の取消しを申し出た場合　利用料金の全額

(3)　条例第10条の３第８項第３号に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　使用者がホールに係る変更を申し出た場合　次に掲げる使用者が変更を申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)　使用日の３月前の日以前の日　既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の全額

(イ)　使用日の３月前の日の翌日から２月前の日までの間の日　既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の半額

イ　使用者が使用日の１月前の日までに諸室等に係る変更を申し出た場合　既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の全額

(4)　条例第10条の３第８項第４号に該当する場合　利用料金の全額

(5)　条例第10条の３第８項第５号に該当する場合　既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の全額

（使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更等があった場合の利用料金に係る特例）

第６条　使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更があったときは、当該変更前の使用許可に係る既納の利用料金は、当該変更後の使用許可に係る利用料金の内払とみなす。この場合における追加して支払うべき利用料金に対する第３条第１項の規定の適用については、同項第１号中「前条第１項の規定による申請」とあるのは「使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更に係る使用許可の申請」とする。

２　条例第10条の３第８項第５号に規定する使用許可に係る代行施設の使用の態様の変更があった場合において当該変更後の利用料金の額が既納の利用料金の額を超えるときは、当該使用許可に係る既納の利用料金は、当該変更後の利用料金の内払とみなす。この場合において、追加して支払うべき利用料金に係る条例第10条の３第２項の市規則で定める日は、第３条第１項の規定にかかわらず、使用日（使用開始の時までに限る。）とする。

（直営施設の使用料の納付の時期等）

第７条　条例第11条の市規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　第２条第４項において読み替えて準用する同条第１項の規定による申請を行った日（以下この項において「申請日」という。）から起算して条例第11条に規定する直営施設（以下「直営施設」という。）を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日までの期間が１月以上である場合　申請日の13日後の日（その日が条例第４条の規定による休館日（大阪市の休日を定める条例（平成３年大阪市条例第42号）第１条第１項に規定する市の休日を含む。以下「休館日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休館日等以外の日）

(2)　申請日から起算して使用日の前日までの期間が７日以上１月未満である場合　申請日の６日後の日（その日が休館日等に当たるときは、その日後最初に到来する休館日等以外の日）

(3)　申請日から起算して使用日までの期間が７日以下である場合　使用日

２　前項の規定にかかわらず、条例第10条第１項において準用する条例第６条第２項ただし書に規定する場合における条例第11条の市規則で定める日は、使用日の２月後の日とする。

（直営施設の附属設備の使用料等）

第８条　条例第12条第２項の市規則で定める使用料は、別表第３のとおりとする。

２　条例第12条第２項の市規則で定める日は、直営施設の附属設備を使用する日とする。

３　前項の規定にかかわらず、条例第10条第１項において準用する条例第６条第２項ただし書に規定する場合における条例第12条第２項の市規則で定める日は、直営施設の附属設備を使用する日の２月後の日とする。

（使用料の還付）

第９条　条例第14条第２号及び第３号の市規則で定める日は、使用日の２月前の日とする。

２　条例第14条第５号の市規則で定める日は、使用日（使用開始の時までに限る。）とする。

３　市長は、条例第14条ただし書の規定により、使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

(1)　条例第14条第１号に該当する場合　使用料の全額（条例第11条に規定する使用者（以下この項において「使用者」という。）が直営施設又はその附属設備を使用している際に災害その他特別の事由が発生したことにより当該直営施設又はその附属設備を使用することができなくなった場合にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該直営施設又はその附属設備を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額）

(2)　条例第14条第２号に該当する場合　次に掲げる使用者が条例第11条に規定する使用許可（以下「使用許可」という。）の取消しを申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　使用日の３月前の日以前の日　使用料の全額

イ　使用日の３月前の日の翌日から２月前の日までの間の日　使用料の半額

(3)　条例第14条第３号に該当する場合　次に掲げる使用者が変更を申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　使用日の３月前の日以前の日　既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

イ　使用日の３月前の日の翌日から２月前の日までの間の日　既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の半額

(4)　条例第14条第４号に該当する場合　使用料の全額

(5)　条例第14条第５号に該当する場合　既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

（使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更等があった場合の使用料に係る特例）

第10条　使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更があったときは、当該変更前の使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用許可に係る使用料の内払とみなす。この場合における追加して納付すべき使用料に対する第７条第１項の規定の適用については、同項第１号中「第２条第４項において読み替えて準用する同条第１項の規定による申請」とあるのは「使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更に係る使用許可の申請」とする。

２　条例第14条第５号に規定する使用許可に係る直営施設の使用の態様の変更があった場合において当該変更後の使用料の額が既納の使用料の額を超えるときは、当該使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用料の内払とみなす。この場合において、追加して納付すべき使用料に係る条例第11条の市規則で定める日は、第７条第１項の規定にかかわらず、使用日（使用開始の時までに限る。）とする。

（指定申請の公告事項）

第11条　条例第16条第５号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）

(2)　指定申請に必要な書類

(3)　条例第18条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする旨

（指定申請の方法）

第12条　指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(2)　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

(3)　指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）とする。

ア　貸借対照表

イ　損益計算書（これに相当する書類を含む。）

ウ　ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4)　指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(5)　組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6)　指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7)　条例第18条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

(8)　指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの代行会館の管理に関する事業計画書及び収支予算書

(9)　代行会館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

（資料の提出の要求等）

第13条　市長は、条例第19条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第14条　代行会館に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第７項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2)　年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

(3)　代行会館の管理の業務の実施状況

(4)　代行会館の利用者数、稼働状況その他の利用状況

(5)　代行会館の管理に要した経費等の収支の状況

(6)　その他市長が必要と認める事項

２　指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）２月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該２月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（特別の設備）

第15条　区役所附設会館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者（代行会館以外の会館の施設にあっては、市長）の許可を受けて特別の設備をすることができる。

２　前項の設備は、使用者において使用後直ちに撤去し、原状に復さなければならない。

（損害賠償等）

第16条　使用者又は入館者が建物又は設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第17条　使用者及び入館者は、区役所附設会館内で次の事項を守らなければならない。

(1)　他人に迷惑となる行為をしないこと

(2)　所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと

(3)　指定管理者（代行会館以外の会館にあっては、市長）の許可なく入館者に対し物品を販売しないこと

(4)　指定管理者（代行会館以外の会館にあっては、市長）の許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと

(5)　管理上の必要による指示に従うこと

（施行の細目）

第18条　この規則の施行に関し必要な事項は、区長会議設置規程（平成25年達第37号）第１条の規定により置かれる区長会議の議決を経て、市民局長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　大阪市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号）及び大阪市立市民館規則（昭和39年大阪市規則第52号）の規定による市民館（条例附則第２項に掲げるものを除く。）の使用許可及び使用許可の申請並びに大阪市立文化会館条例（昭和26年大阪市条例第５号）及び大阪市立文化会館規則（昭和26年大阪市教育委員会規則第６号）の規定による文化会館の使用許可及び使用許可の申請で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ条例及びこの規則の規定に基づく使用許可又は使用許可の申請とみなす。

３　前項の規定により会館の使用許可を受けたものとみなされた者で、この規則の施行の際使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（昭和40年６月16日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年６月１日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年２月17日規則第５号）

この規則は、昭和47年３月１日から施行する。

附　則（昭和48年４月28日規則第69号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年５月29日規則第74号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第２条の許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（昭和48年11月29日規則第114号）

この規則は、昭和48年12月１日から施行する。

附　則（昭和50年４月１日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年７月17日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年４月１日規則第31号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第３条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（昭和52年４月１日規則第42号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第３条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（昭和56年４月１日規則第43号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第３条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（昭和57年４月１日規則第30号）抄

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日規則第50号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第３条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（昭和63年４月１日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年４月１日規則第47号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第３条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（平成５年５月27日規則第77号）

この規則は、平成５年６月１日から施行する。

附　則（平成６年６月23日規則第96号）

この規則は、平成６年７月１日から施行する。

附　則（平成９年４月１日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年１月14日規則第２号）

この規則は、平成12年１月15日から施行する。

附　則（平成13年12月21日規則第148号）

この規則は、平成14年１月17日から施行する。

附　則（平成14年７月26日規則第117号）

この規則は、平成14年11月１日から施行する。

附　則（平成17年３月28日規則第16号）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

２　大阪市立鶴見区民センターの指定管理者の指定手続に関する規則（平成16年大阪市規則第133号の２）は、廃止する。

附　則（平成17年10月19日規則第165号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年12月16日規則第201号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第40号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年５月30日規則第142号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年12月28日規則第213号）

この規則は、平成20年１月１日から施行する。

附　則（平成21年５月29日規則第107号）

この規則は、大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例（平成21年大阪市条例第65号）の施行の日から施行する。

附　則（平成22年４月９日規則第82号）

この規則は、平成22年６月15日から施行する。

附　則（平成28年３月25日規則第16号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第５条第１号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年２月24日規則第９号）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に行われた大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第１条に規定する会館の施設の使用に係る申請は、同日以後においては、この規則による改正後の大阪市区役所附設会館条例施行規則第２条第１項（同条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請とみなす。

附　則（平成31年３月29日規則第64号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月12日規則第96号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第49号）抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設 | 種別 | 適用区分 |
| ホール | A | 大ホール |
| B | 小ホール及びその他のホール |
| 講堂 | A | 床面積が190平方メートル以上のもの |
| B | 床面積が160平方メートル以上190平方メートル未満のもの |
| C | 床面積が160平方メートル未満のもの |
| 集会室（洋室） | A | 床面積が120平方メートル以上のもの |
| B | 床面積が80平方メートル以上120平方メートル未満のもの |
| C | 床面積が50平方メートル以上80平方メートル未満のもの |
| D | 床面積が20平方メートル以上50平方メートル未満のもの |
| E | 床面積が20平方メートル未満のもの |
| 集会室（和室） | A | 床面積が60平方メートル以上のもの |
| B | 床面積が40平方メートル以上60平方メートル未満のもの |
| C | 床面積が25平方メートル以上40平方メートル未満のもの |
| D | 床面積が14平方メートル以上25平方メートル未満のもの |
| E | 床面積が14平方メートル未満のもの |
| 控室 | A | 床面積が50平方メートル以上のもの |
| B | 床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満のもの |
| C | 床面積が30平方メートル以上40平方メートル未満のもの |
| D | 床面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの |
| E | 床面積が20平方メートル未満のもの |
| スタジオ | A | 床面積が30平方メートル以上のもの |
| B | 床面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの |
| C | 床面積が20平方メートル未満のもの |
| 調理実習室 | A | 床面積が80平方メートル以上のもの |
| B | 床面積が80平方メートル未満のもの |

備考

１　この表において「大ホール」とは床面積が500平方メートル以上のホールで平成12年１月15日以後に供用開始されたもの、「小ホール」とは床面積が500平方メートル未満のホールで同日以後に供用開始されたもの、「その他のホール」とは大ホール及び小ホールを除いたホールをいう。

２　防音機能を向上させる改修を行った集会室については、この表により適用されることとなる種別の１段階上位の種別を適用する。ただし、この表により適用されることとなる種別がAであるときは、この限りでない。

別表第２（第４条関係）

代行施設の附属設備利用料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 利用料金 |
| 拡声装置A | 一式 | 1回につき　1,650円 |
| 拡声装置B | 一式 | 1回につき　950円 |
| マイク | 1本 | 1回につき　350円 |
| ワイヤレスマイク | 一式 | 1回につき　1,050円 |
| レコードプレーヤー | 1台 | 1回につき　550円 |
| テープレコーダー | 1台 | 1回につき　550円 |
| ビデオプロジェクター | 1台 | 1回につき　550円 |
| ボーダーライト | 1列 | 1回につき　550円 |
| ホリゾントライト | 1列 | 1回につき　550円 |
| シーリングスポット | 1台 | 1回につき　350円 |
| サイドフロントスポット | 1台 | 1回につき　350円 |
| フットライト | 1列 | 1回につき　1,050円 |
| ピンスポット | 1台 | 1回につき　400円 |
| スポットライト | 1台 | 1回につき　350円 |
| 調光設備 | 一式 | 1回につき　1,050円 |
| ブレストインターホーンヘッド | 1組 | 1回につき　350円 |
| トランシーバー | 1台 | 1回につき　150円 |
| 持込設備電源利用料金 | 1KW | 1時間につき　200円 |
| グランドピアノ | 1台 | 1回につき　2,750円 |
| アップライトピアノ | 1台 | 1回につき　1,650円 |
| 金びょうぶ | 1双 | 1回につき　550円 |
| 卓球台 | 1台 | 1回につき　200円 |
| 絵画等展示設備 | 1メートル | 1日につき　200円 |
| 扇風機 | 1台 | 1回につき　150円 |
| ガスレンジ | 1台 | 1回につき　350円 |
| ガスストーブ | 1台 | 1回につき　350円 |
| ガスコンロ | 1台 | 1回につき　150円 |

備考　利用料金の欄中「１回」とは午前、午後又は夜間に使用する場合をいい、午前午後又は午後夜間に使用する場合は２回、全日使用する場合は３回とする。

別表第３（第８条関係）

直営施設の附属設備使用料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 使用料 |
| 拡声装置 | 一式 | 1回につき　1,650円 |
| マイク | 1本 | 1回につき　350円 |
| ワイヤレスマイク | 一式 | 1回につき　1,050円 |
| ビデオプロジェクター | 1台 | 1回につき　550円 |
| ボーダーライト | 1列 | 1回につき　550円 |
| ホリゾントライト | 1列 | 1回につき　550円 |
| シーリングスポット | 1台 | 1回につき　350円 |
| フットライト | 1列 | 1回につき　1,050円 |
| ピンスポット | 1台 | 1回につき　400円 |
| スポットライト | 1台 | 1回につき　350円 |
| 持込設備電源使用料 | 1KW | 1時間につき　200円 |
| グランドピアノ | 1台 | 1回につき　2,750円 |

備考　使用料の欄中「１回」とは午前、午後又は夜間に使用する場合をいい、午前午後又は午後夜間に使用する場合は２回、全日使用する場合は３回とする。